

令和6年10月1日

武藏野市長 小美濃 安弘 殿

武藏野市情報公開・個人情報保護審査会

会長 室井 敬司

答 申

## 1 審査会の結論

審査請求人が令和5年6月16日付けで行った「レーサムからの相談・レーサムとの面談等の記録すべて（2022年10月以降）」の行政文書（以下「本件開示対象文書」という。）に係る開示請求に対して、武藏野市長（以下「実施機関」という。）が同月30日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）に対する審査請求について、本件一部開示決定により非開示とされた部分（以下「本件非開示部分」という。）のうち、審査庁が示している開示すべき情報及び著作物の公表に関する情報は開示し、その余は非開示を維持すべきである。

## 2 本件の概要

(1) 審査請求人が、武藏野市情報公開条例（平成13年3月武藏野市条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項に基づき、令和5年6月16日、実施機関に対し本件開示対象文書に係る行政文書の開示を請求したところ、実施機関が、同月30日、条例第9条第2号、第3号、第5号及び第6号に該当するとして本件一部開示決定を行ったので、審査請求人は、同年7月7日、本件一部開示決定の取消しを求めて審査請求を行った。

(2) 審査請求人が本件一部開示決定の取消しを求める理由は、おおむね次のとおりである。

本件一部開示決定の理由は「『特定の法人を識別できる情報である。法人に関する情報である。市が行う事務に関する情報（中略）支障を及ぼすおそれがあるため』という主旨の内容が記載されているが、情報開示請求資料をみても、黒塗りとなっていて、日時と市担当者以外の情報はほぼない状況である。これではどのような議論がされているかなどを含めて市の考え方すらもわからない。武藏野市自治基本条例（令和2年3月武藏野市条例第2号。以下「自治基本条例」という。）で定められた情報共有の原則、また、説明責任を定めた同条例第12条の『政策形成の過程を明らかにする』に反している。従って、速やかに、現状の情報開示の状況を改めて、自治基本条例に従った開示を行うように求める」とのことである。

(3) 実施機関は、本件一部開示決定の理由として、おおむね次のとおり説明している。

自治基本条例第10条において、情報公開に関する武藏野市の姿勢について規定しており、同条第2項では、「前項に定めるもののほか、情報公開について必要な事項は、別に条例で定める」としている。自治基本条例では総括的な事項について規定し、情報公開の具体的な手続や非開示情報等の規定については条例を定めており、条例に従った一部開示決定処分を行った。

また、自治基本条例第12条では、「市は、政策形成の過程を明らかにするとともに、政策、施策、事務事業等（以下「政策等」という。）の立案、決定、実施及び評価の各段階において、その内容について市民に対して分かりやすく説明するよう努めなければならない。」とある。一部

開示決定処分に際し、自治基本条例第12条の「政策形成の過程」及び「政策等の立案、決定、実施及び評価の各段階」に関して記載された行政文書はない。

各行政文書が条例第9条各号の非開示情報に該当した理由は、おおむね次のとおりである。

ア 相談申込書（まちづくり推進課）

相談申込書は、都市計画法（昭和43年法律第100号）や武蔵野市まちづくり条例（平成20年9月武蔵野市条例第39号。以下「まちづくり条例」という。）に関する問合せ事項や市からの回答を記録したものである。

本行政文書には、調査検討段階における開発事業計画に関する内容が含まれており、法人等の保有する生産技術及び販売上の情報であって、開示することにより法人等の事業運営上の地位が損なわれるおそれがあると認められるため、条例第9条第3号に基づき非開示が相当と考える。また、個人の氏名は特定の個人を識別することができるものであるため、条例第9条第2号に基づき非開示が相当と考える。

イ 対応記録（吉祥寺まちづくり事務所）

アと同様にまちづくり条例に関連した対応を記録したものである。

本行政文書にも、調査検討段階における開発事業計画に関する内容が含まれており、法人等の保有する生産技術及び販売上の情報であって、開示することにより法人等の事業運営上の地位が損なわれるおそれがあると認められるため、条例第9条第3号に基づき非開示が相当と考える。また同様に、個人の氏名は特定の個人を識別することができるものであるため、条例第9条第2号に基づき非開示が相当と考える。

ウ 附置義務の設置者等、記録書（交通企画課）

武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例（平成6年12月武蔵野市条例第45号）に関する協議事項を記録したものである。

本行政文書にも、調査検討段階における開発事業計画に関する内容が含まれており、法人等の保有する生産技術及び販売上の情報であって、開示することにより法人等の事業運営上の地位が損なわれるおそれがあると認められるため、条例第9条第3号に基づき非開示が相当と考える。また、個人の氏名及び電話番号は特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第9条第2号に基づき非開示が相当と考える。

エ 相談申込書及び議事録（建築指導課）

建築基準法（昭和25年法律第201号）や建築基準法関係法令に基づいた相談事項を記録したものである。

本行政文書にも、調査検討段階における開発事業計画に関する内容が含まれており、法人等の保有する生産技術及び販売上の情報であって、開示することにより法人等の事業運営上の地位が損なわれるおそれがあると認められるため、条例第9条第3号に基づき非開示が相当と考える。個人の氏名及び電話番号は特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第9条第2号に基づき非開示が相当と考える。また、建築確認に伴う建築基準法の審査業務は建築主事等の個別の判断や解釈があり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第9条第6号に基づき非開示が相当と考える。

(4) 審査庁の意見は、おおむね次のとおりである。

令和5年11月17日付け5武市活第1047号諮詢書において、諮詢の理由を「原処分維持が適当と考えるため。」としていたが、2023年7月13日付け大規模開発基本構想届出書において公表された事項等現時点において非開示とする理由がなくなったものがあるため、それらを除き原処分維持が適当と考える。

なお、審査庁は、本件非開示部分につき、2023年7月13日付け大規模開発基本構想届出書において、一部が公表されたことにより非開示とする理由がなくなったものを考慮して開示すべき情報と非開示とすべき情報を区分して示している。

### 3 当審査会の判断

#### (1) 本件開示対象文書

本件開示対象文書は、特定業者の市の開発構想における、①相談申込書（まちづくり推進課）、②対応記録（吉祥寺まちづくり事務所）、③附置義務の設置者等、記録書（交通企画課）及び④相談申込書及び議事録（建築指導課）である。

#### (2) 答申時における本件非開示部分の非開示とすべき情報と条例第9条第2号、第3号、第5号及び第6号該当性

審査庁の説明によると、現時点で公表されていない本件非開示部分は、①相談申込書（まちづくり推進課）、②対応記録（吉祥寺まちづくり事務所）、③附置義務の設置者等、記録書（交通企画課）及び④相談申込書及び議事録（建築指導課）の一部であるので、本件の個人識別情報等、法人の事業活動に関する情報及び市の事務事業活動に関する情報の非開示該当性について検討することとする。

##### ア 個人識別情報等の条例第9条第2号該当性

特定の個人の姓名等の情報は、条例第9条第2号の個人識別情報に該当し、本件の個人識別情報が同号ただし書にも該当しないことは明らかであるから、公表されていない限り非開示とするのが妥当である。また、個人の電話番号は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第9条第2号に基づき非開示が相当である。

##### イ 法人の事業活動に関する情報の条例第9条第3号該当性

市が取得し、又は作成した本件開示対象文書の非開示は、事業者利益保護を勘案しつつも、本来例外的に行うべきものである。したがって、条例第9条第3号にいう非開示理由がある場合は、法的保護に値する程度の蓋然性をもって開示による事業上の利益侵害が生じ得る場合を指すものと解される。

本件における法人に関する情報は、事業者独自の建物を建築する際の規模、内容等の計画に関する情報であって、本件の開発事業における法人等の保有する生産技術及び販売上の情報であり、また、その性質から、同号ただし書にも該当しないことは明らかであるから、開示することにより法人等の事業運営上の地位が損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、それらのうち、未だに公表されていないものは非開示が妥当である。

ただし、当該事業者の事業活動における著作物の公表権に関する部分は、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第3項第3号に基づく開示に反対する「別段の意思表示」が示されたのは、本件一部開示決定後であるから、条例第16条第1項及び著作権法第18条第4項第3号の趣旨に鑑みて同条第3項のみなし同意制が適用されると解されるため、開示が妥当である。なお、当該情報が条例第9条第3号本文に該当する場合であっても、著作物に対する著作者の開示の

同意が擬制されるのであるから、それらの情報は開示されなければならないというべきである。

#### ウ 相談記録等の条例第9条第5号該当性

相談記録等には、市の事業計画過程の不確かな情報が含まれ、それらを開示すると、事業者の事業執行に無用な混乱を与えかねないおそれがあり、結果として不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものといえ、条例第9条第5号に基づき非開示が妥当である。

#### エ 相談の対応記録・相談申込書等の条例第9条第6号該当性

条例第9条第6号の「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる（「武蔵野市情報公開条例の解釈・運用の手引」（令和2年10月、59頁）ところ、相談への対応記録を全て開示することは、行政側の意見、感想、評価等、また公表していないまちづくり条例の判断基準や進め方を公開してしまうことになり、今後のまちづくり条例が適用される開発事業の「事前調査」で、市側に支障が生じるおそれがあるため、条例第9条第6号に基づき非開示が妥当である。また、建築確認に伴う建築基準法の審査業務は建築主事等の個別の判断や解釈があり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第9条第6号に基づき非開示が相当である。

#### (3) 結論

よって、当審査会の結論は、著作物の公表に関する部分を除き、審査庁が示している開示すべき情報と非開示とすべき情報との区分に一致するものである。

以上により、「1 審査会の結論」のように判断する。

なお、本件には次のような意見がある。

#### (4) 意見

本件における法人に関する情報に係る当該事業者の事業活動における著作物の公表権に関する部分（以下「公表権部分」という。）の開示の妥当性について、多数意見の3(2)イただし書の段落の意見とは異なる論旨により判断をすべきと考える。

すなわち、当該事業者の著作権法第18条第3項第3号に基づく「別段の意思表示」は、当該著作物に係る「開示する旨の決定の時まで」に行われたものと認め、同項に規定する同意の擬制は適用されないとし、その上で、公表権部分の開示又は非開示の妥当性の判断は、条例の非開示事由に該当するかにより判断するべきであるとするものである。

まず、一義的には、公表権部分は、「開示することにより法人等の事業運営上の地位が損なわれるおそれがあると認められ」、「未だに公表されていないものは非開示が妥当である」と解される。

しかしながら、公表権部分に関しては、令和5年7月13日付けで開発事業者からまちづくり条例第34条第1項の規定により大規模開発基本構想届出が提出されており、この届出書及び添付書類が同条第2項により公表されることに同意していることが確認でき、また、開発事業者がまちづくり条例の規定に基づく手続に関する一切の権限を当該事業者に委任しており、この届出に当該事業者が関与しているものと確認でき、さらには、この添付書類の一部が公表権部分とほぼ同じであることが確認できる。

添付書類の一部と公表権部分とでは若干の相違があるが、公表権部分の開示又は非開示のいずれかが妥当であるかを判断するに当たっては、この相違が条例第9条第3号に規定する非開示事由に該当するかに基づき判断することが必要である。

そこで検討するに、公表権部分については、同号ただし書に該当しないことは明らかであることから、同号本文の「公にすることにより、当該法人等（中略）の競争上又は事業運営上の地位

「その他の社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められる」かの判断になるが、公表権部分とまちづくり条例の規定に基づき公表され、縦覧に供されている添付書類との相違はわずかであり、この相違の部分が開示されたとしても、当該事業者の競争上等の地位が客観的に侵害されることの蓋然性は認められないと解することが相当である。

また、当該事業者が著作権法第18条に基づく別段の意思表示を行った時点では、この大規模開発基本構想届出がなされ、添付資料も既に縦覧に供されていたにもかかわらず、条例第9条第3号が求める、この相違が公にされることによる競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位の侵害については、具体的には何らの主張もない。また、実施機関においても審査庁及び処分庁を含め、この点についての具体的な主張はない。これらにより、前記の判断を覆す事情も存しないと解すべきである。

したがって、公表権部分については、条例第9条第3号の規定に該当せず、開示することが妥当と解することが相当である。

以上から、結論としては、審査会の結論のとおりとするべきと考えるものである。

なお、公表権部分が開示された場合、その開示により提供される情報は著作権法第42条の3の規定に基づく利用によるものとなるが、公表権は依然として当該事業者に存するものであるから、審査請求人には、公表権を侵害することのないよう、条例第4条に規定する開示によって得た情報を適正に使用しなければならない責務の遵守が求められることを付言しておく。

#### 4 審査の経過

年月日	審議経過
令和5年11月17日	諮問
同月27日	審議（第18期第2回審査会）
令和6年1月9日	審査庁より主張書面收受
同日	処分庁より理由説明書收受
令和6年1月29日	審議（第18期第3回審査会）
同年3月19日	審議（第18期第4回審査会）
同年5月16日	審議（第18期第5回審査会）
同年8月2日	審議（第18期第6回審査会）
同年10月1日	審議（第18期第7回審査会）

以上